

ITOSHIMACITY INFORMATION

女性に対する暴力をなくす運動

平成23年11月12日(土)～11月25日(金) **さんかく情報局**

問い合わせ

糸島市人権政策課 ☎(332) 2075

糸島市公式HPより **講座・DV**

検索

女性に対する暴力(DV)、デートDV、性犯罪、セクハラ、買春などをなくす運動

DV(ドメスティックバイオレンス)を知っていますか?

DVとは配偶者やパートナーから受ける暴力のことです。DVは犯罪行為でもあり許されるものではありません。女性の3人に1人がDVを受けたことがある(平成21年内閣府調査)との報告があります。相談室でも一番多いのがDV相談で、DVはあなたの身近にある問題なのです。

殴るだけがDVじゃない

DVとは青あざがでたり、骨折するまで殴られる・蹴られることだと思っていないませんか? 私はまだ大丈夫、なんて思っていないですか?

①身体的暴力…殴る、蹴るなど
②精神的暴力…「お前はばかだ」「殺してやる」「死ぬ」などと言つ、突然怒り出す、壁を叩く物を投げる、威嚇するなど
③性的な暴力…性行為を強要

する、避妊に協力しないなど
④経済的暴力…生活費を渡さない、家計を細かくチェックする、働かせないなど
⑤社会的暴力…携帯電話を細かくチェックする、行動を制限する、友人と付き合うことを禁止するなど

デートDV

DVは配偶者間だけのものではなく、高校生や学生などの若年者の間でも起こっています。「女性は男性に従うものだ」「束縛は愛」という考えが根底にあり、相手を尊重せず対等な関係を築けないことから始まります。デートDVは将来のDVにつながるものが少なくありません。

DVの本質

DVやデートDVの本質は、さまざまな暴力を使って、パートナーを支配しようとすることです。例えば、移き手である男性が女性に対して、「誰に食わせてもらっているんだ!」などという言葉を使って、女性の意思を無視したり、行動を制限するなどして、支配しようとするのです。

講演会 DVを理解するために ～その影響と回復への道のり～

身体的暴力だけでなく、精神的・性的などの暴力を受け続けると具体的に心身にどのような影響が現れるのでしょうか? またそこからの「回復」とはどのようなものなのでしょうか?

過去、DV被害に遭い、今もその後遺症を抱えながら、女性への暴力根絶のために全国で講演活動などをされているNPO法人レジリエンス代表の中島幸子さんに、DVが及ぼす心と身体への影響とその回復のためのケアなどのお話をしていただきます。

- 講師 中島幸子さん(DVコンサルタント、米国法学博士、ソーシャルワーク学修士)
- 開催日時 11月28日(月) 13時～15時
- 対象 関心のある人 ※申し込みが必要です。
- 締め切り 11月21日(月)まで **参加費** 無料 **託児** 無料(6か月～未就学児)
- 会場 男女共同参画センターラポール

申し込み・問い合わせ

ラポール ☎・FAX 324-2800 Eメール raporu@city.itoshima.lg.jp



平成23年 秋季火災予防運動

11月9日(水)～11月15日(火)

問い合わせ

糸島市消防本部予防課 ☎(322) 4222

糸島市公式HPより **予防運動**

検索

この運動は、これから火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、11月9日(水)からの1週間、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、火災による死傷者を減少させ、貴重な財産の損失を防ぐことを目的に実施します。

「消したはず 決めつけないで もう一度」

実施機関
糸島市・糸島市消防本部(署)・糸島市消防団

重点目標
●住宅用火災警報器の設置促進
●放火火災、連続放火火災の防止
●特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
●製品火災の発生防止に向けた取り組みの推進

②ストーブは、燃えやすい物から離れた位置で使用する。
③ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

《4つの対策》
①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
②寝具、衣類からの火災を防ぐために、防災品を使用する。
③火災を小さいうちに消すために、住宅用火災警報器を設置する。
④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、近所との協力体制を作る。

住宅用火災警報器はホームセンターなどで購入し、自分で設置できます。

相談することが解決への第一歩

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

問い合わせ

糸島市人権政策課 ☎(332) 2075

女性の人権ホットライン
0570-070810
(全国共通ナビダイヤル)

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会では、11月14日(月)～11月20日(日)の7日間を、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間として、女性に関する人権問題についての相談を法務局職員と人権擁護委員が電話で受け付けます。

夫やパートナーからの暴力、職場でのセクシュアルハラスメント、付きまとい(ストーカー)行為など、悩みや困り事、「これは人権侵害ではないか?」「法律上どのようなことになるのだろう?」と思うことがあってもかまいません。一人で悩まずお電話ください。

なお、費用は無料、相談内容など秘密は守られます。

日時
11月14日(月)～11月20日(日)

(目)
午前8時30分～午後7時
(ただし、土曜日・日曜日は、午前10時～午後5時)

※「女性の人権ホットライン」は平成12年から法務局に設置されており、女性の人権に対する侵害をいち早くつかみ、その解決に導くことを目的としており、祝日を除く月曜日～金曜日の午前8時30分～午後5時15分に相談を受け付けています。(それ以外は留守番電話対応)

問い合わせ
福岡法務局人権擁護部
☎(832) 4311

ひとりで悩まず電話してください
0570-070810
11月14日(月)～20日(日)
09:30～19:00(土曜・日曜・祝日)